

千葉銚子オフショアウインド合同会社「(仮称)千葉県銚子市沖における洋上風力発電事業環境影響評価方法書」に対する勧告について

令和4年10月19日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、(仮称)千葉県銚子市沖における洋上風力発電事業環境影響評価方法書について、千葉銚子オフショアウインド合同会社※に対し環境保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は、別紙のとおり。また、併せて同条第3項の規定に基づき、千葉県知事からの意見を勧案するよう、その写しを送付した。

※令和4年7月1日付で三菱商事エナジーソリューションズ株式会社、株式会社シーテック及び三菱商事株式会社から、千葉銚子オフショアウインド合同会社に事業承継。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：千葉県銚子市沖
原動力の種類：風力（洋上）
出 力：最大434,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	令和2年 6月26日
環境大臣意見受理	令和2年 8月25日
経済産業大臣意見発出	令和2年 9月18日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	令和4年 4月27日
住民意見の概要等受理	令和4年 6月22日
千葉県知事意見受理	令和4年 9月20日
経済産業大臣勧告発出	令和4年10月19日

問合せ先： 電力安全課 長尾、須之内
電話03-3501-1742（直通）

(別紙)

千葉銚子オフショアウインド合同会社「(仮称)千葉県銚子市沖における洋上風力発電事業環境影響評価方法書」に対する勧告内容

1. 本事業計画では、風力発電設備の配置等に係る具体的な事業計画が明らかになっていないことから、これらを明確にした上で、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
2. 風力発電設備の稼働に伴う騒音については、スイッチュ音及び純音性成分の発生状況の把握を適切に行うこと。

(千葉県知事からの意見書の写しを添付)